

- ◎ 2025年度「法II」（白石忠志）の試験問題（公開用）です。
- ◎ 90分の試験です。解答用紙はA4縦1枚であり、簡単な横書き罫線を引いています。
- ◎ 法律文章を読んで理解することに重点を置いた法学入門授業の試験問題です。
- ◎ 授業において様々な説明をしたことを前提とした出題をしています。
- ◎ 実際の試験問題に対して修正を加えており、そのことを学生には説明しています。

- ▼ 「結論と理由」を答える問題で、結論だけが合っていても、0点です。
- ▼ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、「鳥獣法」とします。

【第1問】 (15点)

次の(1)～(3)は、それぞれ、どのようにすれば見つかりますか。(1)と(2)は1行、(3)は2行以内で説明してください。

- (1) 明治29年の制定時の民法の条文
- (2) 本日現在で施行されている民法の条文
- (3) 平成29年法律第44号による債権法改正が施行される直前の頃の民法の条文

【第2問】 (20点)

- (1) 鳥獣法2条6項（下記）にいう「熊」に相当するものは、そこにいう「政令」で定められますか。結論と理由を2行程度で説明してください。
- (2) 鳥獣法36条本文（下記）にいう「劇薬……を使用する猟法」に相当するものは、そこにいう「環境省令」で定められますか。結論と理由を2行程度で説明してください。

(定義等)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

7～11 (略)

(危険猟法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、(略)

【第3問】 (10点)

民法96条3項（下記）にいう「前二項」の説明としては、次の(a)・(b)のいずれが正しいでしょうか。結論と理由を2行程度で説明してください。理由が、民法の内容理解を根拠とするものである場合は、0点とします。条文の書き方のルールを根拠とした説明をしてください。

- (a) 民法96条2項のみを指す。
- (b) 民法96条1項・2項を指す。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

【第4問】 (15点)

竜王戦東京地裁判決では、第36期竜王戦（藤井聰太竜王が4勝0敗で防衛）の第1局から第4局までの「具体的な内容」が、「甲41の1」から「甲41の4」までの枝番号のある証拠番号を付けて、原告から証拠として提出された模様です。

この、証拠番号の枝番号の付け方と、法律の条文における条の枝番号の付け方の、違いを、4行程度で説明してください。

【第5問】 (20点)

授業で、刑法130条の「建造物」に該当すると最高裁が判断したコンテナ倉庫の事件（以下「A事件」といいます。）の最高裁決定を取り上げました。

別のコンテナ倉庫をめぐる新たな事件（以下「B事件」といいます。）が起きたと仮定します。

B事件は、A事件と比較した場合、他の事実は同じですが、被告人が侵入したのがコンテナ倉庫の設置から1週間後であり、コンテナ倉庫は翌週には再び移動予定であった、という点で異なっています。

最高裁が、B事件のコンテナ倉庫は刑法130条の「建造物」に該当しない、という判断をすると仮定します。

この場合、裁判所法10条ただし書によると、最高裁の大法廷で裁判をする必要があるでしょうか。結論と理由を、3~4行程度で説明してください。

第十条（大法廷及び小法廷の審判） 事件

を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

一・二 (略)

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

[A事件の最高裁決定の主要部分]

なお、所論は、第1審判決判示第6のコンテナ倉庫（以下「本件コンテナ倉庫」という。）は、土地に定着していないから、令和4年法律第67号による改正前の刑法130条にいう「建造物」に当たらない旨主張する。しかし、原判決の認定及び記録によれば、本件コンテナ倉庫は、奥行き約1240cm、幅約240cm、高さ約288cmの大きさの鉄製のコンテナが土地上に設置されたものであり、設置されて以降3年10か月以上の間、移動されることなく、電気を電柱から電線で引き込んでタイヤ等を保管する倉庫として継続的に使用されていたというものである。以上の事実関係の下では、本件コンテナ倉庫は、移動

が容易でなく土地に置かれて継続的に使用される物であり、その形態及び使用の実態に照らし、社会通念上土地に定着しているといえるから、上記改正前の刑法130条にいう「建造物」に当たるというべきである。基礎が打たれていないこと等の所論が指摘する事情は、本件コンテナ倉庫が上記「建造物」に当たることを否定すべきものとは認められない。したがって、被告人について、建造物侵入罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決の判断は正当である。

【第6問】 (20点)

鳥獣法（令和7年改正前）では、クマが住宅地の木の上に登って動かない「膠着状況」での刑法37条1項本文（下記）の緊急避難の成否が問題となっていました。この問題について述べた遠藤聰太解説（下記）を読み、授業内容を踏まえて、刑法の有力学説が意味を持つ場合と持たない場合について5~7行程度で論じてください。

[遠藤聰太解説]

これに対し、近時の学説においては、「現在の危難」について一定の危難回避手段をとらない限り損害を回避できない時点に至っていれば足り、それ以上の時間的切迫性を不要とする見解が有力に主張されており【脚注番号省略】、この見解に従えば、前記の膠着状況においても「現在の危難」を認めることができる。（略）

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、（略）

2 (略)